

第9次 日・韓学術討論会

国税通則法の比較

(副題/日本) 税理士と社会貢献

(副題/韓国) 特殊関係法人との取引を通じた利益の贈与擬制

日 時: 2013/ 11/ 08 (金)

場 所: 近畿税理士会会館

近畿税理士会/釜山地方税務士会

目 次

I 会長あいさつ

- (1) 近畿税理士会 会長 / 4
- (2) 釜山地方税務士会 会長 / 6

II 国税賦課および徴収に関する基本法の比較(主題)

(日本)

- (1) 総説 / 8
- (2) 国税の納付義務の確定 / 22
- (3) 国税の納付及び徴収 / 44
- (4) 納税の緩和制度及び担保 / 62
- (5) 国税の還付及び還付加算金 / 88
- (6) 更正・決定・賦課決定及び徴収などの期間制限 / 96
- (7) 国税の調査 / 104
- (8) 行政手続法との関係 / 112
- (9) 不服審査及び訴訟 / 118
- (10) 罰 則 / 130

(韓国)

- (1) 総説 / 136
- (2) 国税賦課 / 138
- (3) 国税徴収 / 194
- (4) 他の法律との関係 / 256
- (5) 不服請求 / 258

III 税理士と社会貢献(副題/日本)

- (1) 租税教育における税理士の役割 / 280
 - 1) 租税教育の目的 / 280
 - 2) 租税教育の対象 / 282
 - 3) 租税教育の運営 / 282
 - 4) 税理士会における租税教育への対応 / 284
- (2) 地方公共団体の外部監査制度 / 288

IV 特殊関係法人との取引を通じた利益の贈与擬制(副題/韓国)

- (1) 総説および導入背景 / 348
- (2) 贈与擬制規定内容 / 350
- (3) 贈与税 課税要件 / 354
- (4) 贈与税申告および納付 / 360
- (5) 贈与税課税に対する論議と対策 / 362
- (6) 計算事例 / 364

あいさつ

안녕하십니까. (こんにちは)
近畿税理士会会長の宮田義見でございます。

チェ サンゴン
今日は、崔 相坤 会長 様 並びに 役員の皆様方には、ご多忙のところ日本にお越し
いただき、大阪でお会いできますことを、大変うれしく思います。

さて、貴会と当会は1991年に友好親善合意書を調印し、その後、より実質的な交流を深
めるため、2005年11月からは、毎年、学術討論会を開催し、年々充実した親善関係を築
いて参りました。

当学術討論会は、毎回、重要なテーマを研究し成果を上げています。今回は、韓国・日
本両国の国税賦課及び徴収に関する基本法について比較検討し、両国の制度の特徴に
ついて理解を深めることができるものと確信いたします。また、貴国において、本年より導入
された「特殊関係者間取引によるみなし贈与課税制度」についてご説明いただくとともに、
当会からは「税理士と社会貢献」として、租税教育と地方公共団体の外部監査制度につい
て、ご説明申し上げます。

本日の学術討論会が両会の相互理解と友好をさらに深める有意義なものとなりますこと
を、心から念願しております。

チェ
結びにあたり、貴会のますますのご発展と、崔会長様 並びに 役員皆様のご健康とご隆
盛を心からお祈り申し上げて、ご挨拶いたします。
감사합니다. (感謝いたします。)

2013年11月8日

近 畿 税 理 士 会
会 長 宮 田 義 見

会長挨拶

豊穰の季節、秋の情緒が熟した今日、学術討論会の為に貴会を訪問するのは大変意味深いことだと思います。

尊敬する宮田義見会長をはじめとした、近畿税理士会役員および会員の皆様、これまで8回の学術討論会を通じて、税政全般に対し互いの情報を交換し、両会がより一層成熟する契機になり、今後も相互理解と協力を基に両会関係を一層発展させていかなければなりません。

今、韓国と日本をはじめとした東北アジアだけでなく、世界は新しい時代の変化に直面しています。世界は巨大な一つの市場に変化しつつあり、新しい形態の競争を強いられています。

このような冷徹な世界秩序の中で、能動的に対処するためには、我々が持っている知識と情報を交換し、協力する時にこそ、難関を克服し、発展が約束されるでしょう。特に我々両会は、国こそ違いますが、地理的にも文化的にも多くの同質性を持っており、一つの方向で指向して進む可能性を十分に持っているので、両会の友好協力の土台を置いた学術討論会は、多くの発展が約束されていると見ることができます。

我々が生きている今、世界は速い速度で変化しています。国境と民族を超越して、新しい秩序を作っている中で、韓国、日本等の東北アジア経済は、経済的に世界の中に重要な役割を担っていきつつあります。韓国と日本が相互理解を基に、先進関係でより一層、強固にしなければならない時に、我々税務士もその一翼を担わなければならないでしょう。

今日の学術討論会の主題である国税通則法の基本構造、および副題である韓国の特殊関係者間の贈与擬制課税制度、日本の税理士と社会貢献は適切なテーマだと思いますし、本当に短い時間ではありますが、有益な討論会になるだろうと確信しています。

今日の討論会準備のために御苦勞された近畿税理士会役員および国際部員の皆様に心より感謝申し上げ、貴会の絶え間ない発展と皆様の健勝を祈願いたします。

ありがとうございました。

2013.11.8

釜山地方税務士会
会長 崔相坤